

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p><略></p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「本学卒業等」とは、本学を卒業若しくは修了した者(コース登録制修了者を除く。)又は本学大学院の博士後期課程、<u>一貫制博士課程若しくは連合農学研究科の博士課程を標準修業年限以上在学し、東京農工大学学則(以下「学則」という。)</u>第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者をいう。</p> <p>(新設)</p>	<p><略></p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「本学卒業等」とは、本学を卒業若しくは修了した者(コース登録制修了者を除く。)又は本学大学院の博士後期課程、<u>4年制博士課程、一貫制博士課程若しくは博士課程を標準修業年限以上在学し、東京農工大学学則(以下「学則」という。)</u>第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者をいう。</p> <p><u>(長期履修学生に係る授業料の額及び徴収方法)</u></p> <p><u>第3条の2 東京農工大学長期履修規程(以下「長期履修規程」という。)</u>に規定する長期履修学生の長期履修期間に係る授業料の年額は、<u>第3条第1項の規定にかかわらず、長期履修学生以外の学生から標準修業年限に徴収すべき授業料の総額(以下「標準授業料総額」という。)</u>を長期履修期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下この条において同じ。)とする。ただし、長期履修期間における授業料総額が標準授業料総額を超える場合は、長期履修期間の最終年度において差額を調整するものとする。</p>	

(新設)	<p>2 長期履修学生が、長期履修規程第2条第2項に規定する短縮（同規程第5条に規定する取りやめを含む。以下この条において同じ。）を認められた場合は、当該短縮後の期間に応じて第1項の規定により算出した授業料の年額から短縮する前の長期履修期間に応じて第1項の規定により算出した授業料の年額を控除した額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下この条において同じ。）を乗じて得た額を、短縮が認められてから最初に納付する授業料と併せて徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が標準修業年限に相当する期間の場合は、標準授業料総額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を短縮が認められてから最初に納付する授業料と併せて徴収するものとする。</p>	
(新設)	<p>3 入学手続時又は進学手続時以外の時期に申請し、長期履修学生として認められた場合の授業料の年額は、標準授業料総額から、長期履修学生以外の学生として在籍していた期間に納付すべき授業料を除いた額を、長期履修期間の年数（長期履修が認められる前に在学した年数を除く。）で除した額とする。</p>	
(新設)	<p>4 長期履修期間中に授業料の年額の改定があった場合の長期履修学生に係る授業料の年額は、改定後の授業料に応じて第1項の規定により算出した授業料の年額とする。</p>	
(新設)	<p>5 長期履修学生が、認められた長期履修期間後に在学する場合の当該期間後の授業料の年額は、第3条第1項に規定する額とする。</p>	

附 則(平成30年4月1日経教規程第3号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。